新居浜市シティブランド「Hello! NEW 新居浜」ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市シティブランド「Hello! NEW 新居浜」ロゴマーク (以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、別図のロゴマークをいう。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用の申請)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、 あらかじめロゴマーク使用許諾申請書(様式1)に必要書類を添えて市長に 提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、 使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の 許諾を要しない。
 - (1) 新居浜市及び新居浜市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
 - (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(資格要件)

- 第5条 第4条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、 ロゴマークの使用を許諾しない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。) に規定する営業を行う者
 - (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定す

る連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれか に該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。
 - (1) 新居浜市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
 - (4) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、ロゴマークの使用を許諾するときは、ロゴマーク使用許諾通知書 (様式2)により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 市長は、使用を許諾しないときは、ロゴマーク使用不許諾通知書(様式3)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、許諾日からとし、許諾内容に変更がないと きは継続して使用できることとする。

(許諾内容の変更)

- 第8条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更申請書(様式4)を市長に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、ロゴマーク使用 内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請は、第4条から第7条の規定を準用する。

(許諾の取消)

- 第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第2 項の使用許諾を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき
 - (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (3) 第6条第3項の条件に違反したとき
 - (4) その他市長が取り消すことが適当と認めるとき

- 2 市長は、使用許諾を取り消す場合には、ロゴマーク使用許諾取消通知書(様式7)により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害 について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許諾された内容により使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
 - (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
 - (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、 完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代 えることができる。

(損失補償等の責任)

第11条 市長は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ロゴマーク使用許諾申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所	〒		
企業·団体等名			
代表者名			FP
担当者名			
電話番号		FAX	
メール			

ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

使用するロゴマーク						
使用方法						
使用期間	年	月	日~	年	月	日
その他						

【添付書類】

- ○企画書等(使用するレイアウト、設計図等使用方法がわかるもの)
- ○申請者の概要が分かる書面 (パンフレット等)
- ○その他

ロゴマーク使用許諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

新居浜市長印

年 月 日付けで申請のあった、ロゴマークの使用については、次の とおり許諾します。

許諾番号							
使用するロゴマーク							
使用方法							
使用期間	年	月	日~	年	月	日	
条件							

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

ロゴマーク使用不許諾通知書

第号年月日

様

新居浜市長印

年 月 日付けで申請のあった、ロゴマークの使用については、次の理由により、不許諾とします。

(理由)

ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所	Ŧ			
企業·団体等名				
代表者名			fl	
担当者名				
電話番号		FAX		
メール		·		

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次の とおり申請します。

許諾番号	
変更内容	
変更理由	

ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

5		F
年	月	E

様

新居浜市長印

年 月 日付けで申請のあった、ロゴマークの使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

許諾番号	
変更内容	
変更理由	

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書

<u> </u>		号
年	月	E

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のあった、ロゴマークの使用内容の変更については、次の理由により、不許諾とします。

許諾番号	
理由	

ロゴマーク使用許諾取消通知書

第号年月日

様

新居浜市長印

年 月 日付け第 号で許諾した、ロゴマークの使用については、次の理由により、取消とします。

(理由)